

三芳町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）利用取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の促進を図るために実施される、公益財団法人どうぶつ基金「さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」のさくらねこ無料不妊手術チケット（以下「手術チケット」という。）を利用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 所有者がいないことが明らかである猫をいう。
- (2) さくらねこ 飼い主のいない猫であり、不妊手術済みで耳先を桜の花びらのようにVカットした猫をいう。
- (3) 地域猫活動 地域住民の理解を得た上で、住民やボランティア団体等が、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊手術を施してこれ以上繁殖しないようにし、その猫の命を全うするまで一代限りで、その地域において適切に管理していく活動をいう。
- (4) 不妊手術 オス猫の去勢手術、メス猫の避妊手術を合わせて不妊手術という。
- (5) 多頭飼育崩壊現場 ペットの動物を多頭飼育した飼い主が、無秩序な飼い方による異常繁殖の末に飼育不可能となった場所をいう。

（交付対象）

第3条 手術チケットの交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 次条の三芳町地域猫活動ボランティア名簿に登載されている者
- (2) 町内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であって、町内の多頭飼育崩壊現場等において、猫に不妊手術を施し、その後の適切な管理ができる者

（ボランティア登録）

第4条 地域猫活動ボランティアとして登録ができる者は、町内に居住し、かつ、住民記録台帳に記録されている者であって、町内に生息する飼い主のいない猫に不妊手術を施し、地域猫活動を行うことができる者とする。

2 地域猫活動ボランティアの登録を希望する者は、三芳町地域猫活動ボランティア登録申請書（様式第1号）を提出するものとする。

3 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、登録を決定した

場合においては三芳町地域猫活動ボランティア名簿に登載するものとする。

(交付対象外)

第4条 次の各号に掲げる猫について、不妊手術を受けさせようとする者は交付の対象外とする。

- (1) 里親に出す予定の飼い主のいない猫
- (2) 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
- (3) 以前飼い主のいない猫であり、現在は飼い主のいる猫
- (4) その他手術チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫

(交付申請)

第5条 手術チケットの交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、三芳町さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書(様式第2号)を提出するものとする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、手術チケットの交付の可否を決定し、三芳町さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書(様式第3号)により通知し、手術チケットを交付するものとする。

(交付決定の取り消し及び手術チケットの返還)

第7条 交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、三芳町さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定取消及び返還通知書(様式第4号)により通知し、手術チケットの交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付した手術チケットの返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により交付を受けたとき。
- (2) 手術チケットの利用方法が著しく不適當と認められたとき。
- (3) その他町長が必要と認めたとき。

(実績報告)

第9条 申請者は、不妊手術終了後、速やかに三芳町さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書(様式第5号)を提出するとともに、利用しなかった手術チケットは速やかに返却するものとする。

(免責)

第10条 町長は、飼い主のいない猫に対する不妊手術に関連して生じた事故について一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年6月1日から施行する。